

新潟県条例第16号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第1条 新潟県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</u>で定める。</p> <p style="text-align: center;">(収益金の処理)</p> <p>第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、<u>国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上してこの基金に編入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(処分)</p> <p>第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、<u>国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算</u>で定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p style="text-align: center;">(基金事業交付金の交付の要件)</p> <p>第7条 <u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第17条第1項の条例で定める特別の事情は、災害その他の事由により多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたと知事が認める事情とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(財政安定化基金拠出金の徴収)</p> <p>第8条 <u>政令第22条第1項の財政安定化基金拠出金は、政令第17条第1項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収する。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合にあつては、知事が別に定めるところにより、市町村から徴収する。</u></p> <p style="text-align: center;">(延滞金)</p> <p>第9条 市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき額につき年14.6パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を納付しなけれ</p>	<p style="text-align: center;">(基金の額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>で定める。</p> <p style="text-align: center;">(収益金の処理)</p> <p>第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上してこの基金に編入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(処分)</p> <p>第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、<u>一般会計歳入歳出予算</u>で定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</p>

ばならない。ただし、特別の事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 納期限までに法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金拠出金の納付を行わなかったとき。

(2) 納期限までに基金による貸付事業に係る貸付金の貸付けに係る償還金の納付を行わなかったとき。

第10条 (略)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 基金は、平成36年3月31日までの間、法附則第25条に規定する資金の財源に充てるため、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定めるところにより、その一部を処分することができる。

第7条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(新潟県国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止)

第2条 新潟県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成14年新潟県条例第61号)は、廃止する。

(新潟県国民健康保険調整交付金条例の廃止)

第3条 新潟県国民健康保険調整交付金条例(平成17年新潟県条例第80号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。